

平成二十六年四月一日付け広島県報（号外）第二十八号に登載の広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように訂正する。

病院事業局県立病院課長

行	誤	正
一九	<p>「本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務」に改める。</p>	<p>「本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務」に改める。 別表第三の二のロの表中「六、二〇〇〇円」を「六、一〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「七、九〇〇〇円」に、「九、一〇〇〇円」を「九、〇〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇〇円」を「一〇、四〇〇〇円」に、「一一、二〇〇〇円」を「一一、一〇〇〇円」に、「一二、二〇〇〇円」を「一二、〇〇〇〇円」に改める。</p>